

境港市チャイルドシート等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、チャイルドシート及びジュニアシート（以下「チャイルドシート等」という。）を購入した者に対し予算の範囲内において、購入に要した費用の一部を補助することにより、チャイルドシート等の着用を推進し、乳幼児の死傷事故の防止を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減することで少子化対策及び子育て支援に寄与することを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、国土交通省等の定める各種安全基準に適合するチャイルドシート等を購入した次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 購入日に市内に住所を有していること。

(2) 購入日に市内に住所を有している満6歳未満の乳幼児の保護者であること。

(3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものでないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費は、乳幼児の保護者がチャイルドシート等の購入に要した費用とする。この場合において、補助の対象となるチャイルドシートは、乳幼児1人につき1台とする。

2 前項の経費に対する補助額は、購入に要した費用（消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、5,000円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、境港市チャイルドシート等購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、チャイルドシート等の購入に係る領収書等（チャイルドシート等の購入日、購入金額、販売店名、品名、製品番号等の記載されたもの）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、チャイルドシート購入後1年以内に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、交付の可否を決定し、境港市チャイルドシート等購入費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付及び方法)

第6条 市長は、前条の規定により補助金を交付する決定をしたときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、詐欺その他不正の行為により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合には、既に交付された補助金の全部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

チャイルドシート等購入費補助金交付申請書

年 月 日

境港市長 様

申請者 住所 境港市

氏名

電話

境港市チャイルドシート等購入費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

購入品名		製品名	
購入金額 (消費税を含む額)	金 _____ 円	購入年月日	年 月 日購入
利用乳幼児名		乳幼児の 生年月日	年 月 日生
振込金融機関名 及び支店名		口座種別	普通 ・ 当座
口座番号		フリガナ 口座名義人	
※(市で記入) 補助金額	円	※(市で記入) 住民登録確認	確認日 年 月 日
			確認者印

【添付書類】

- (1) 領収書等（チャイルドシート等の購入日、購入金額、販売店名、品名、製品番号等の記載されたもの）

住民登録等の確認同意書

わたしは、チャイルドシート等購入費補助金の交付の可否の審査にあたり、担当職員が住民登録等関係資料について、確認することに同意します。

また、境港市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等でないことを確認するため、境港市が鳥取県警察本部等に対し照会を行うことにも同意します。

申請者氏名

様式第2号(第5条関係)

境港市チャイルドシート等購入費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日

様

境港市長 印

年 月 日付で申請のあったチャイルドシート等購入費補助金の交付について、

次の

とおり決定
理由により却下

 したので通知します。

交付決定額	円
却下の理由	